## 破産手続終結

**平成２８年（フ）第９３４号**
福岡県糸島市香力40番地
破産者　有限会社三洲木材
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第６８号**
福岡市博多区博多駅南５丁目９番29号
破産者　新都商事株式会社
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第３７２号**
北海道千歳市新富２丁目17番８号
破産者　緑香商事株式会社
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第５６６号**
埼玉県越谷市南越谷４丁目20番13号
破産者　有限会社イーテック
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２８年（フ）第５３号**
茨城県日立市水木町１丁目30番20号
破産者　株式会社健愛
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所日立支部

**平成２８年（フ）第４８２号**
（最後の住所）横浜市磯子区杉田８丁目35番４号
破産者　被相続人亡山本雅志相続財産
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２８年（フ）第１３号**
兵庫県丹波市市島町上田128番地１　プロムナード202号、前住所兵庫県丹波市市島町酒梨594番地
破産者　岩澤　　瞳（旧姓勝野）
1　破産債権の届出期間　平成28年12月16日まで
2　一般調査期日　平成29年２月17日午前10時
平成28年11月18日　神戸地方裁判所柏原支部

**平成２７年（フ）第５１９８号**
大阪府東大阪市横小路町３丁目８番27号
破産者　三木　正信
1　破産債権の届出期間　平成28年12月22日まで
2　一般調査期日　平成29年１月23日午後２時
平成28年11月21日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２７８７号**
大阪府交野市幾野２丁目23番11号
破産者　宮北　宗一
1　破産債権の届出期間　平成29年１月16日まで
2　一般調査期日　平成29年２月16日午後２時30分
平成28年11月21日
大阪地方裁判所第６民事部

## 債権者集会招集

**平成２８年（フ）第１７００号**
大阪府東大阪市川俣３丁目１番43号
破産者　日東商事合資会社
1　期日　平成29年１月18日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年11月21日
大阪地方裁判所第６民事部

## 免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２８年（フ）第６７１号**
兵庫県加古郡播磨町宮西１丁目21番６号
破産者　京保　雄一
免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
平成28年11月18日
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第７２３号**
東京都大田区石川町１丁目23―４
破産者　片山　敬止
免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
平成28年11月21日
東京地方裁判所民事第20部

## 特別清算協定認可

**平成２８年（ヒ）第２０５７号**
東京都中央区新川２丁目18番４号　八重洲マンション401
清算株式会社　株式会社佐藤観光
代表清算人　河村　信之
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法又は持参する方法により実施する。ただし、振込手数料は、協定債権者の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
1　定義
一般債権とは、協定債権のうち第３において定める関連債権、開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁済額の算定
別紙協定弁済額予定表の債権額合計の欄記載の金額を基準債権額とし、別紙協定弁済額予定表の債権弁済額の欄記載のとおり、金55,891円を基準債権額により按分して弁済額を算定する。
⑵　免除額
本協定認可決定確定後１か月以内に、本項⑴で算定された弁済額を弁済し、弁済時に一般債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
3　追加弁済
⑴　清算業務終了時において、清算株式会社が有する現預金から、清算結了までに生じる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を控除してなお残額が存する場合は、一般債権者に対し、当該残額を一般債権者の基準債権額で按分して弁済する。
⑵　⑴による弁済を行った場合は、第２項⑵に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として、⑴に基づく弁済時に遡って効力を失う。
4　新たな財産が発見された場合の弁済
⑴　第２項⑵及び第３項⑴の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を一般債権者の基準債権額で按分して弁済する。
⑵　⑴による弁済を行った場合は、第２項⑵に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として、⑴に基づく弁済時に遡って効力を失う。
第３　関連債権
1　関連債権の定義
関連債権とは、協定債権のうち株式会社名代家、河村佐登子、河村義江及び高橋英夫が有するものいう。
2　関連債権についての免除
関連債権は本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部